

要介護度別・中間評価項目群別の調査所見

中間評価項目		要介護状態区分					
		要支援 社会的支援 を要する	要介護1 部分的介護 を要する	要介護2 軽度の介護 を要する	要介護3 中等度の介 護を要する	要介護4 重度の介護 を要する	要介護5 最重度の介 護を要する
第1群	麻痺・拘縮に 関連する項目 【麻痺拘縮】	なし又は少 数の項目が 該当	なし又は一 部の項目が 該当	なし又は一 部の項目が 該当	やや多くの 項目が該当 (問題行動な い場合)	多くの項目 が該当 (問題行動な い場合)	多くの項目 が該当
第2群	移動等に関連 する項目 【移動】	少数の項目 が該当 (「つかまれば可能」「支 えが必要」程 度)	一部の項目 が該当 (「つかまれば可」「支 えが必要」程 度)	多くの項目 が該当 (「つかまれば可」「支 えが必要」程 度)	多くの項目 が該当 (一部の項 目が「できない」「全介 助」)	ほとんどの 項目が該当 (一部の項 目が「できない」「全介 助」)	ほとんどの 項目が該当 (大部分の 項目が「できない」「全介 助」)
第3群	複雑な動作等 に関連する項 目 【複雑動作】	一部の項目 が該当 (「支えが必要」程度)	多くの項目 が該当 (「一部介 助」程度)	多くの項目 が該当 (「一部介 助」程度だ が一部の項 目は「できない」「全介 助」)	ほとんどの 項目が該当 (一部の項 目が「できない」「全介 助」)	ほとんどの 項目が該当 (大部分の 項目が「できない」「全介 助」)	ほとんどの 項目が該当 (大部分の 項目が「できない」「全介 助」)
第4群	特別な介護等 に関連する項 目 【特別介護】	ほとんど該 当なし	ほとんど該 当なし (一部の項 目が「間接 的援助」程 度)	少数の項目 が該当 (一部の項 目が「間接 的援助」程 度)	少数の項目 が該当 (一部の項 目が「全介 助」)	やや多くの 項目が該当 (一部の項 目が「全介 助」)	多くの項目 が該当 (やや多くの 項目が「全 介助」)
第5群	身の回りの世 話等に関する 項目 【身の回り】	一部の項目 が該当 (一部の項 目が「見守り が必要」「一 部介助」程 度)	一部の項目 が該当 (「見守りが 必要」「一部 介助」程度 だが一部の 項目が「全 介助」)	多くの項目 が該当 (多くの項 目が「見守り が必要」程 度だが一部の 項目が「全 介助」)	ほとんどの 項目が該当 (やや多くの 項目が「全 介助」)	ほとんどの 項目が該当 (ほとんどの 項目が「全 介助」)	ほとんどの 項目が該当 (ほとんどの 項目が「全 介助」)
第6群	コミュニケー ション等に関 連する項目 【意思疎通】	少数の項目 が該当	一部の項目 が該当 (問題行動 ある場合)	一部の項目 が該当 (問題行動 ある場合)	やや多くの 項目が該当 (問題行動 ある場合)	多くの項目 が該当 (問題行動 ある場合)	ほとんどの 項目が該当 (問題行動 ある場合)
第7群	問題行動に関 連する項目 【問題行動】	少数の項目 が該当 (問題行動 ある場合)	一部の項目 が該当 (問題行動 ある場合)	一部の項目 が該当 (問題行動 ある場合)	一部の項目 が該当 (問題行動 ある場合)	一部の項目 が該当 (問題行動 ある場合)	やや多くの 項目が該当 (問題行動 ある場合)

(注) 「状態像の例」に基づき作成されたものであって、これ以外の組合せもありうる。

日常生活自立度の組合せによる要介護度別分布

○本換算表は、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）」と「痴呆性老人の日常生活自立度」の組合せ別に、自立～要介護5がどの程度の割合で出現するかについて、平成10年度試行的事業における調査結果をもとに、試算したものである。

○本換算表は、集団としての一般的な傾向を統計量として示したものであり、仮にある区分で0%と表示されていても、その区分に該当する者が皆無であることを意味するものではない。

○審査判定は、要介護度別に示す「状態像の例」との比較の他、本分布及び要介護度別中間評価項目別平均得点（別紙5）も参考にする。

痴呆性老人自立度：自立

	自立・J	A	B	C
自立	30%	0%	0%	0%
要支援	30%	20%	0%	0%
要介護1	30%	50%	20%	0%
要介護2	10%	20%	20%	0%
要介護3	0%	10%	30%	20%
要介護4	0%	0%	20%	40%
要介護5	0%	0%	10%	40%
合計	100%	100%	100%	100%

痴呆性老人自立度：Ⅲ

	自立・J	A	B	C
自立	0%	0%	0%	0%
要支援	10%	0%	0%	0%
要介護1	50%	30%	0%	0%
要介護2	30%	30%	10%	0%
要介護3	10%	30%	40%	20%
要介護4	0%	10%	40%	40%
要介護5	0%	0%	10%	40%
合計	100%	100%	100%	100%

痴呆性老人自立度：I

	自立・J	A	B	C
自立	20%	0%	0%	0%
要支援	40%	20%	0%	0%
要介護1	30%	50%	20%	0%
要介護2	10%	20%	20%	0%
要介護3	0%	10%	30%	20%
要介護4	0%	0%	20%	40%
要介護5	0%	0%	10%	40%
合計	100%	100%	100%	100%

痴呆性老人自立度：IV

	自立・J	A	B	C
自立	0%	0%	0%	0%
要支援	0%	0%	0%	0%
要介護1	20%	20%	0%	0%
要介護2	40%	30%	0%	0%
要介護3	30%	40%	40%	20%
要介護4	10%	10%	40%	40%
要介護5	0%	0%	20%	40%
合計	100%	100%	100%	100%

痴呆性老人自立度：II

	自立・J	A	B	C
自立	0%	0%	0%	0%
要支援	40%	20%	0%	0%
要介護1	50%	40%	10%	0%
要介護2	10%	30%	20%	0%
要介護3	0%	10%	30%	20%
要介護4	0%	0%	30%	40%
要介護5	0%	0%	10%	40%
合計	100%	100%	100%	100%

痴呆性老人自立度：M

	自立・J	A	B	C
自立	0%	0%	0%	0%
要支援	10%	0%	0%	0%
要介護1	20%	20%	0%	0%
要介護2	30%	20%	0%	0%
要介護3	40%	40%	40%	20%
要介護4	0%	10%	40%	40%
要介護5	0%	10%	20%	40%
合計	100%	100%	100%	100%

要介護度別にみた中間評価項目の平均得点

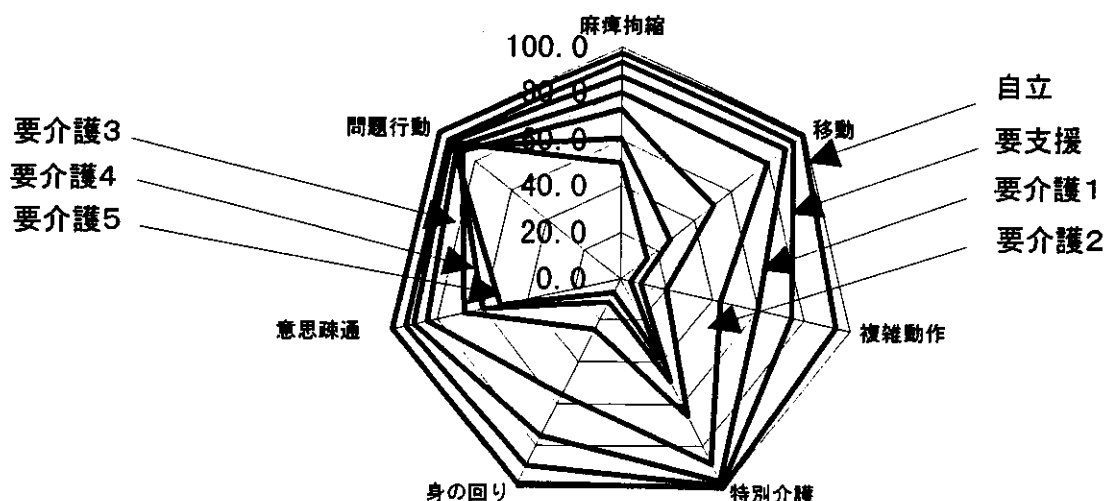
○本表は、第1群～第7群までの中間評価項目の平均得点を、要介護度別に表したもので、平成10年度試行的事業における訪問調査結果をもとに試算したものである。

○本得点表は、集団としての一般的な傾向を統計量として示したものであり、特定の個人について平均点と大きくかけ離れた得点をとることはありうるものである。

○審査判定は、要介護度別に示す「状態像の例」との比較の他、本平均得点及び日常生活自立度の組合せによる要介護度分布（別紙4）も参考にする。

要介護度別にみた中間評価項目の平均得点

	自立	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1群 麻痺・拘縮に関連する項目	97.2	93.1	86.8	79.8	72.6	60.4	50.0
第2群 移動等に関連する項目	98.8	94.0	89.5	79.7	50.2	26.9	14.3
第3群 複雑な動作等に関連する項目	94.0	74.5	59.6	43.3	19.8	8.7	4.3
第4群 特別な介護に関連する項目	99.7	98.8	96.8	88.5	65.4	49.0	37.8
第5群 身の回りの世話等に関連する項目	98.1	89.6	75.3	55.4	24.7	11.3	6.7
第6群 コミュニケーション等に関連する項目	99.3	93.7	90.0	84.3	67.9	59.9	52.2
第7群 問題行動等に関連する項目	99.3	94.2	93.0	89.8	87.0	89.7	92.6



介護支援専門員補習研修事業の実施について

1. 趣旨

介護支援専門員補習研修については、居宅介護支援等に関する補習研修及び要介護認定に関する補習研修について実施する。

(1) 居宅介護支援等に関する補習研修

介護保険制度の施行当初に当たり、円滑な業務の実施を図ることの重要性に鑑み、11年度に限り、10年度介護支援専門員実務研修修了者及び11年度介護支援専門員実務研修修了見込者のうち、12年度中に居宅介護支援事業者または介護保険施設において実務に携わる予定の者を対象に給付管理業務の方法等にかかる補習研修を行い、介護保険制度の円滑な施行に資するものである。

(2) 要介護認定に関する補習研修

要介護認定基準については、本年4月末に確定したものであり、10年度介護支援専門員実務研修においては、暫定的基準に基づく研修が行われている。これについては要介護認定における認定調査の実施に当たり、事前に要介護認定研修（認定調査従事者等研修事業）が開催されているところであるが、12年度中に居宅介護支援事業者又は介護保険施設において認定調査に携わる予定の者のうち、当該要介護認定研修の未受講者を対象に補習研修を行い、介護保険制度の円滑な施行に資するものである。

2. 研修内容

(1) 「基本研修」

① 介護サービス計画の作成等

- ・ 居宅サービス計画を作成するにあたっての市町村との連携（居宅サービス事業者協議会として市町村との調整を図る等。）方法の説明。
- ・ 課題分析標準項目、介護サービス計画標準様式及び記入要領の説明。
- ・ その他必要な事項

② 給付管理業務

作成された居宅サービス計画等について、区分支給限度額の管理を踏まえ、介護サービス利用票、介護サービス提供票、給付管理票の作成等を行い、国保連に請求を行う、一連の給付管理業務についての説明。

③ 事業者及び施設人員運営基準等

介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業者や介護保険施設における適正な事業運営の確保のための人員・運営基準等の要点と介護サービス計画の作成に関する規定についての説明。

(2) 「要介護認定研修」

確定要介護認定基準及び認定調査手法についての説明

3. 対象者

平成12年度中に「居宅介護支援事業所」または「介護保険施設」において実務に携わる予定の介護支援専門員

4. 実施方法

具体的には下記の時間割を目安とされたい。

講義名	時間	テキスト	講師
「基本研修」 ・介護サービス計画の作成等 ・給付管理業務 ・事業者及び施設人員運営基準等	3時間	※別途作成 10月末配布(予定)	都道府県担当者等
「要介護認定研修」	4時間	「第2回実務研修」等での使用テキスト	

5. 実施時期

当該補習研修については、単独で実施する場合と実務研修に織り込んで実施する場
合が考えられる。

本年12月に単独で実施される補習研修までの間に実務研修を修了している者につ
いては、単独実施の補習研修の受講対象者とし、実務研修未修了者については、実務
研修に織り込んで実施することも、11年度末に再度単独で補習研修の機会をもうけ
ることも差し支えない。

6. 実施上の留意点等

(1) 受講の旨の周知及び受講の有無の確認を行う際には、上記3「対象者」の趣旨を
踏まえ実施されたい。

(2) 当該補習研修については、修了証明書及び携帯用修了証明書の交付は行わない。